## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進のための取組(双ば24年度予算家)

(平成24年度予算案)

※()内金額はH23'予算額。

計 4.8億円(4.7億円)

#### ○後発医薬品の使用促進対策費(医政局)

#### 117百万円(101百万円)

後発医薬品に係る理解を向上させるため、関係者を構成員とする<u>都道府県協議会において後発医薬品使用促進</u>に係る 具体的な事業を検討・実施するとともに、後発医薬品の使用に積極的な医療機関における採用リストや採用基準の地域での共有化並び に<u>保険者が差額通知サービスを導入しやすくするための環境整備</u>を行う。また、後発医薬品の更なる信頼性向上を図るため、安定供給体 制等を指標とした評価基準の検討や、これまでの取組に対する検証等を行う。併せて、昨年に引き続き、パンフレットの作成・配付やシンポ ジウムの開催による普及啓発等を行う。

#### 〇後発医薬品品質情報提供等推進費(医薬食品局)

#### 143百万円(143百万円)

後発医薬品の品質の信頼性の向上を図るため、学会等での発表・研究論文や(独)医薬品医療機器総合機構の後発医薬品相談窓口に寄せられた医療現場等からの後発医薬品の品質に関する意見・質問・情報等について、必要に応じて当該品目に関する試験検査を実施することでその品質の確認を行い、結果を公表することにより、国民や医療現場における後発医薬品の品質に対する懸念の解消を図る。

#### 〇後発医薬品品質確保対策費(医薬食品局)

#### 26百万円(31百万円)

先発医薬品と後発医薬品の同等性を確保するため、一斉監視指導において立入検査によるGMPバリデーションの指導及び許可製品の一斉収去・品質検査により品質を確認し、その結果を公表するとともに、メーカーの自己責任体制の確立を促し、一層の品質確保を図る。

#### 〇後発医薬品使用状況調査経費(保険局)

#### 13百万円(13百万円)

厚生労働省が行う後発医薬品の使用促進のための施策の効果を検証するため、保険医療機関及び保険薬局における後発医薬品の処方・調剤に関する状況や、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識等の調査を行う。

#### 〇診療内容及び薬剤使用状況調査費(保険局)

#### 4百万円(4百万円)

欧米諸国における後発医薬品の使用に関する医療保険制度の実態や動向等の調査研究を行う。

#### 〇後発医薬品周知事業経費(保険局)

#### 179百万円(174百万円)

後期高齢者に対する後発医薬品の使用に関する患者から医師、薬剤師への意思表示がしやすくなるように、新規加入者に対して「後発医薬品希望カード」の配布をするとともに、後発医薬品差額通知の送付等の取組が実施されるよう施策を講じる。

## 社会保障•税一体改革素案(抜粋)

(平成24年1月6日 政府・与党社会保障改革本部決定)

## 第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

- 3. 医療・介護②(保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフ ティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策)
- (9) 後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等
  - 後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る。また、イノベーションの観点にも配慮しつつ、後発医薬品のある先発医薬品の薬価を引き下げる。
  - 医薬品の患者負担の見直しについては、「社会保障・税一体改革成案」に「医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す」とあることを踏まえ、検討する。

### (4)国民年金との連携について

- 〇平成23年2月から、日本年金機構と市町村との間で覚書を締結することにより、すべての市町村で実施可能となった。
- 〇 平成23年12月からねんきんネットの覚書を締結することで、情報提供の範囲が拡大し、職権喪失要件の緩和及び退職被保険者の適用への利用を可能とした。

# 日本年金機構

#### 覚書の締結

#### 情報提供

- 1. 市町村の国民年金担当部局で利用しているねんきんネットシステムを、国保担当部局で利用できるようにする。
  - ①国民年金被保険者原簿情報
  - ②国民年金第2号被保険者喪失情報
  - ⑥国民年金第2号被保険者情報
  - ⑦国民年金第3号被保険者情報

- 2. 市町村の国民年金担当部局に提供されているリストを国保担当部局にも提供する。
  - ③第2号被保険者資格喪失者一覧表
  - ④第1号·第3号被保険者資格喪失· 喪失訂正者一覧表
  - ⑤国民年金被保険者異動リスト

#### 業務協力

- ①国民年金未加入者への届出勧奨
- ②国民年金未納者への納付勧奨
- ③その他(国民年金保険料の口座振替の勧奨等)
- 4 ねんきんネットの普及促進

#### 〔日本年金機構のメリット〕

- ①未加入者への勧奨の強化
- ②未納者への納付勧奨及び届出の周知の強化

#### 〔市町村国保のメリット〕

- ①国保の資格取得処理の迅速化、資格取得届勧奨の効率化
- ②国保の資格喪失処理の迅速化、資格消失届勧奨の効率
- 化、 職権による喪失処理の実施 ③退職被保険者情報の把握

## 市町村国保